

労働法セミナー開催

7月12日（金）今年度初となる労働法セミナーを開催しました。このセミナーは、再就職にあたり、労働法制の基礎的な内容を学ぶことで、問題の発生を防ぎ、就職活動の不安を少なくすることを目的として開催しているものです。

盛岡労働基準監督署副署長の唐崎 勝氏を講師に招き、52名が受講しました。講義では求人票の見本を使用し、就業場所や仕事内容、賃金等の各項目について法律に照らした説明が行われました。



主な内容は次の通りです。

楽しく健康に生きるためにどのように働くのか。労働時間や休日の形態がライフスタイルに合っているのか、法令に違反していないか、確認してみてください。



講師：盛岡労働基準監督署副署長 唐崎 勝氏



求人票はあくまで目安！

契約内容をしっかり確認しましょう。賃金、労働時間、休日の3つは必須の確認事項です。

労働条件の明示

労働契約を締結する際には、賃金・労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません。

労働時間

使用者は、労働者に、休憩時間を除いて1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。*働き方改革により時間外労働の上限規制が導入されました。

賃金

最低賃金法に違反していないか。支払は月に1回以上・現金で（労働者の同意を得て口座振込可）。

年次有給休暇

使用者は10日以上付与される労働者を対象として5日時季を指定して取得させなければならない。時季指定は労働者と事業所との話し合いで決まります。

Q

チラシなどのパート募集で、研修期間が最低賃金以下の場合はどうなりますか？

A

違法です！最低賃金以下で働かせることはできません。

質疑応答

Q

介護施設で、休憩時間は利用者が見えるところにいるように指示されたが、休憩となるのでしょうか。

A

休憩は労働から完全に解放され自由利用が保障されている必要があります。食事の箸を止めて対応するのは休憩ではありません。



講義に先立ち菜園庁舎館長より挨拶

求人倍率が高い水準だが、職種によって大きな開きがあります。正社員求人も全体の4割で楽観はできません。労働基準法を知ると知らないとはその後の職業生活に違いが出てきます。本講座で学びを深めていただきたい。

ハローワーク盛岡菜園庁舎
わかもの支援コーナー
盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル2F
電話 019-908-2060